

## 9. 税の減免等

### 1) 所得税・市県民税の所得控除

身・知・精

種 類	<p>① 障害者控除 本人または扶養控除の対象となる親族に障がいがある場合、所得から障害者控除を差し引くことができます</p>			
	名 称	対 象 者	所 得 税	市 県 民 税
	障害者控除	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B・C 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	1 人当たり 27 万円	1 人当たり 26 万円
	特別障害者 控 除	身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳 ㊦・A 精神障害者保健福祉手帳 1 級	1 人当たり 40 万円	1 人当たり 30 万円
同居特別 障 害 者 扶 養 控 除	扶養控除対象の親族が特 別障がい者で、かつ同居 している場合	通常の扶養控除 に 35 万円加算	通常の扶養控除 に 23 万円加算	
	<p>② 心身障害者扶養共済掛金 共済に加入し掛金を納入している場合、掛金の金額を所得から小規模企業共済等掛金控除として差し引くことができます。</p>			
	<p>③ ストマ用装具の購入費用 人工肛門または尿路変更のストマを持つ方が、ストマケアに係る治療を受けている場合、ストマ用装具の購入費用のうち自己負担分が医療費控除の対象になります。 ※ただし、医師が発行するストマ用装具使用証明書の添付が必要です。（証明書の用紙は税務課にあります。）</p>			
手 続	確定申告(市県民税の申告)時に、必要書類を添付または提示してください。 ※給与所得者の場合、①と②はお勤め先の年末調整で手続きできます。			
必要書類等	①障害者手帳 ②共済掛金の領収書 ③ストマ用装具購入に係る領収書、ストマ用装具使用証明書			
窓 □ (問合せ)	所得税 土浦税務署 TEL029-822-1100 (自動音声) 県民税 土浦県税事務所 TEL029-822-7212 市民税 市役所税務課 勤務先の給与担当者(①と②のみ)			

### 2) 市県民税の非課税

身・知・精

本人が障がい者の場合、前年の所得が 125 万円までは非課税になります。

手 続	障害者控除の手続きをすることで兼ねています
窓 □	県民税 土浦県税事務所 TEL029-822-7212 市民税 市役所税務課

### 3) 自動車税の減免

### 身・知・精

障害者手帳を所持している方で、障がいの程度が下記の条件にあてはまる方及びその家族が運転する、自動車の自動車税が減免されます。**減免を受けるには、該当する年度の納付期限内に手続きが必要です。**

※ 障がい者の方1人につき1台のみ

要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者本人が運転する場合</li> <li>障がい者と生計を一にする方が、障がい者の通学、通院、通所または生業のために運転する場合</li> <li>障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する方が、障がい者の通学、通院、通所または生業のために運転する場合</li> </ul> <p>※自動車の所有者(自動車税等の納税義務者)は、障がい者本人または生計を一にする方に限られます。</p>	
手続	普通車の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者本人名義の車を本人が運転する場合は直接県税事務所へ。家族名義の車や家族が運転する場合は、市役所市民窓口課で世帯全員の住民票(を取得した後、県税事務所です手続きをしてください)。</li> <li>自動車を新しく購入された場合には、登録申請から30日以内に手続きをしてください。</li> <li>年度途中(4月以降)に手帳の交付を受けた方で要件に該当する方は、翌年の自動車税から減免の対象となります。</li> </ul> <p>障害者手帳、免許証、印かん、納税通知書、世帯全員の住民票(家族運転の方のみ) ※ 住民票等の発行手数料は免除されるので、社会福祉課へお申し出ください。免除の証明書をお渡しします。(住民票等は、発行から1ヶ月以内のもの)</p>
	軽自動車の場合	<p>市役所税務課で手続きしてください</p> <p>障害者手帳、免許証、印かん、納税通知書(普通徴収の方)</p>
窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>土浦県税事務所(自動車税) Tel029-822-7205</li> <li>住民票の発行 市役所市民窓口課</li> <li>常時介護証明の発行 市役所社会福祉課</li> <li>軽自動車税 市役所税務課</li> </ul>	

#### <対象になる障がい区分・等級>

障がい区分	本人が運転する場合	生計同一(家族)・常時介護者が運転する場合
視覚	1~4級	左に同じ
聴覚	2・3級	
平衡機能	3級	
音声機能	3級(喉頭摘出に限る)	
上肢不自由	1・2級	
下肢不自由	1~6級	1~3級
体幹機能	1~3級・5級	1~3級
脳病変による上肢機能	1・2級	左に同じ
脳病変による移動機能	1~6級	
心臓機能	1・3級	
じん臓機能		
呼吸器機能		
ぼうこう・直腸機能		
小腸機能障害		
免疫機能	1~3級	
肝臓機能障がい		
知的障がい	療育手帳 ⊕・A	左に同じ
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳1級で、かつ、自立支援医療受給者証またはマル福の交付を受けている場合)	左に同じ

※身体障がいの場合、減免の可否は手帳の総合等級ではなく障がい区分ごとの等級で判断されます。(例：総合等級2級の方で内訳が上肢3級、心臓4級の場合は該当しません。)